

湖南省社会福祉協議会 会長表彰等推薦要領

1. 目的

湖南省において社会福祉の推進に長年にわたる活動により社会福祉の向上に寄与し、その功績顕著なものに対し、社協会長がこれを表彰し、または感謝の意を表し、もって地域福祉の推進を図る。

2. 表彰等の対象

(1) 社会福祉功労者表彰

その功績が顕著であり市民の模範となる者であって、6年以上その在籍、活動期間がある者

- 社会福祉関係団体等の役員等
- 民生委員・児童委員
- 介護福祉施設および社会福祉事業の役員等
- 地域の社会福祉活動に貢献したボランティア
- その他功績が認められる者

(2) 優良福祉活動団体表彰

その功績が顕著であり他の模範と認める団体であって、6年以上その活動期間がある団体

- 社会福祉関係団体
- ボランティアグループ
- まちづくり協議会等の地域団体
- 社会貢献活動・ボランティア活動を行う法人や企業
- その他功績が認められる団体

(3) 感謝状（社会福祉事業協助者）

- 社会福祉活動に継続または多額の金品を寄付した個人や団体、法人
- 地域福祉の推進に積極的に協力・援助した社会福祉施設や団体、法人
- その他功績が認められる個人や団体

3. 推薦

- 所定の表彰者推薦書（様式第1号および第2号）により推薦する。
- 表彰の可否については、表彰委員会後に通知する。

4. 条件

- 表彰等の対象(1)(2)の勤続・従事年数が令和7年9月30日現在で6年以上。
ただし、民生委員・児童委員功労者に関しては改選年度にかぎり11月30日現在とする。
- 在職期間が中断されている場合および断続的に事業を行っている場合は、通算期間とする。

5. 選考

本会表彰委員会で選考のうえ決定する。

6. 推薦締め切り

令和7年10月10日（金）必着。